

## 議案第72号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月13日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

手数料の減免に関する規定を整備するため、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「免除する」を「減額し、又は免除する」に改め、同項第6号中「規定する」を「掲げる」に改め、「免除する」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 法律で条例の定めるところにより無料で戸籍に関する証明を行うことができる旨の規定がある場合は、当該証明に係る手数料を免除する。
- 3 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者からその身体障害者補助犬について申請があった場合は、手数料を免除する。

第6条第4項を削る。

別表52の項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。